

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年5月
(平成26年)
第35号

化粧品やサプリメント等のお試し商法に注意！

最近「無料お試し」を掲げた化粧品や健康食品を販売する海外のネットショッピングでの相談が寄せられています。商品はお試しなので無料で送料のみ負担とありますが、実は自動的に定期購入の申し込みになっており、翌月から商品代金を請求されるというものです。

相談事例



ソーシャルネットワークサービスに掲載の広告を見てアクセスした化粧品販売サイトで、お試し商品0円、送料のみ負担という条件だったのでクレジットカード決済で商品を注文した。ところが、後日クレジットカードの明細には送料のほかに商品代金らしい請求があった。カスタマーセンターに電話すると、日本語を話す外国人が出てきて、注文後14日以内にキャンセル、返品しない場合は自動的に商品代金が請求され、毎月商品が届くとのこと。そのような記載はホームページにも、注文メールにも一切なく、商品到着の時点で既に注文後14日が経過していたため、返金もできないとのことだった。

アドバイス

商品の購入前に購入条件やお店の情報をよく確認しましょう。

- ・商品の購入を完了する前に支払いなどの購入条件や利用規約、ショッピングガイドなどを確認しましょう。
- ・販売しているお店の名前やURLなどインターネット検索し、他の購入者の感想なども参考にしましょう。

万が一トラブルにあってしまったら・・・

- ・お店へのキャンセルの意思を電話、メールなどあらゆる手段で繰り返し行いましょう。
- ・商品到着時点でキャンセル可能期間である14日が過ぎてしまったことをお店へ伝えましょう。
- ・商品が未着の場合は、事前に受取拒否をするとお店に伝え、実際に商品が到着したら受取拒否しましょう。
- ・これらを実施し、お店からのキャンセルを承諾したというメールを受け取り、保存しておきましょう。
- ・購入の経緯や定期購入であることが分かりづらいなどを理由にカード会社へ返金や引き落としを止める相談をしましょう。

(消費者庁越境消費者センター

まずは、消費生活センターにご相談を！

連絡先等は裏面参照

HPから引用)

イベントのお知らせ

WELCOME

2014八王子環境フェスティバルに出展します！

昨年に引き続き、今年度も八王子環境フェスティバルに出展し、ご来場のみなさまに啓発活動を行います。

日 時：6月7日（土）午前10時から午後5時まで

出展場所：八王子駅北口西放射線ユーロード内

内 容：悪質商法被害防止キャンペーン

皆様のご来場をお待ちしております！



昨年の様子⇒
(魚釣りゲーム)



■消費生活講座 『夏の電気の使い方』を開催します

生活の中で欠かすことのできない身近な電気について、安全な使用方法や夏に向けた少しの工夫でできる省エネについて学びます。

日 時：平成26年6月24日（火）午後2時～4時

会 場：クリエイトホール 10階 第5学習室

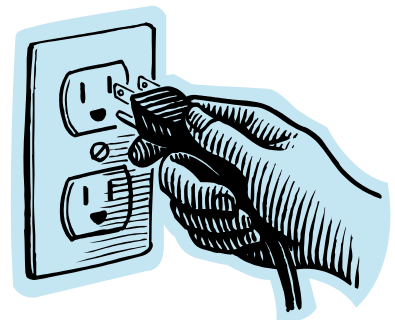
対 象：市内在住・在勤・在学の方

定 員：20名（先着順）

費 用：無料

申し込み：6月2日（月）から電話、FAXまたは直接、消費生活センターへ（下記）。

FAX送信時は、「電気」と氏名・電話番号を書いてください。



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用）☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

